

令和2年度第1回尾張旭市特別職報酬等審議会会議録

- 1 開催日時
令和2年10月28日(水)
開会 午後1時15分
閉会 午後2時25分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 講堂2
- 3 出席委員
水谷 憲明、木村 浩二、表 雄一、上垣内 惇、伊藤 雅一 5名
- 4 欠席委員
福田 祥治、松原 圭子
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
企画部長 若杉 博之、人事課長 松原 芳宣、人事課長補佐 山本 慎平、
人事課給与厚生係長 青山 剛士、人事課 主事 松原 拓也
- 7 議題等
(1) 特別職の報酬等の額について
(2) その他
- 8 会議の要旨

企画部長	<p>委員の皆様には、何かと御多忙の中御出席をいただきましてありがとうございます。ただ今より、令和2年度第1回尾張旭市特別職報酬等審議会をはじめさせていただきます。</p> <p>あらかじめお断りしておきますが、本日の議事進行は、会長及び職務代理者の選任、市長からの諮問まで、次第で言いますと次第6になりますが、そこまでは、事務局で進めてまいりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>なお、本日は2名の委員から欠席の申し出がございますが、定足数を満たしておりますので、この審議会が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。それでは、次第に沿って進めてまいります。次第の2 会議の公開について事務局より説明させていただきます。</p>
人事課長	<p>市では、市民の行政への参画促進と、公正で透明性のある行政運営を図るため、一部の例外を除きまして、市の附属機関や懇談会等の会議は、公開をすることとしています。</p> <p>会議の公開とは、市民の皆様には会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方については会議を傍聴していただくもので、会議録などの資料も公開するものでございます。</p> <p>本審議会につきましても、会議公開制度に基づき、公開させていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。</p>
企画部長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本審議会は公開で開催させていただきますので、ご承知置き願います。</p> <p>それでは、次第の3「市長の挨拶」に移ります。森市長より挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>皆さま、こんにちは。本日は特別職報酬等審議会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、本審議会委員をお願いしましたところ快くお引き受けをいただき、厚くお礼申し上げます。また、本日はお忙しい</p>

	<p>中、審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、今年の人件院勧告では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた民間賃金の引き下げの動きもあり、一般職の職員については、月例給が据置き、ボーナスが引き下げの勧告がなされました。引き下げとなったボーナスの内容については、期末手当を0.05月分引き下げる旨の勧告となっており、引き下げの勧告は10年ぶりというものでございます。これを受けて、本市職員についても、人件院勧告どおりに給与改定をする予定でございます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響は、本市も例外ではなく大変厳しい影響を及ぼしていることから、私を始め副市長及び教育長の給料月額を令和3年3月末日まで特例条例を制定し、削減しているところでございます。</p> <p>このような状況の中、特別職の報酬・給料額等が、市民の皆さまの目線で御理解いただける金額なのか、審議会の御意見を聞かせていただきたく、本審議会を開催いたしました。委員の皆様方には、ぜひとも活発に御審議いただき、答申していただければと存じます。</p> <p>最後になりますが、新型コロナウイルス感染症のリスクは依然として、社会生活の場で続いており、社会経済活動とのバランスをとりながら、感染拡大の防止に取り組んでいくことが必要です。委員の皆様におかれましても、引き続き、感染症対策の徹底をしていただくようお願いいたします。</p> <p>以上で私の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
企画部長	<p>それでは、次第の4「委員の紹介」をさせていただきます。お手元の「資料1」を御覧ください。名簿順に紹介させていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>続きまして、事務局職員を順に自己紹介をさせていただきます。</p>
事務局	(事務局自己紹介)
企画部長	<p>次に、次第の5 協議事項に入ります。</p> <p>(1) 会長の選任 と (2) 同職務代理者の選任でございます。審議会条例第4条によりまして、会長は委員の互選で、そして職務代理者は会長が指定することになっております。</p> <p>まず、最初に会長の選任方法ですが、どういう方法がよろしいでしょうか。</p>
水谷委員	推薦という形でどうでしょうか。
企画部長	<p>推薦との御発言をいただきました。その他ありますでしょうか。</p> <p>ないようであれば推薦でお願いしたいと思います。では、どなたか推薦をお願いいたします。</p>
木村委員	会長は審議会の取りまとめ役という大切な仕事ですので、学識経験豊かな名古屋産業大学の伊藤先生を推薦します。
企画部長	<p>ただいま、木村委員より名古屋産業大学の伊藤雅一先生を推薦する旨の御発言をいただきました。他に推薦はございませんでしょうか。</p> <p>他には無いようですのでお諮りしたいと思います。名古屋産業大学の伊藤先生に会長をお願いするというところで、御異議ございませんでしょうか。</p>
委員全員	異議なし
企画部長	異議なしとのことですので、会長につきましては、名古屋産業大学の伊藤雅一先生に決定したいと思います。恐れ入りますが、席をお移りいただき、一言御挨拶をよろしく願いいたします。
会長	(会長席へ移動)

会長	改めまして名古屋産業大学の伊藤です。どうぞよろしくお願ひします。先ほど市長さんからの御挨拶の中にもありましたように、新型コロナウイルス感染症は社会経済の様々な側面に影響を及ぼしており、民間事業所においても同様となっています。非常に不透明の中での審議となりますが、各界各層から委員の方にお集まりいただいていますから、私としましては皆さまの御意見を踏まえて、よりよい答申をまとめていきたいと考えていますので、御理解、御協力をお願いいたします。簡単ですけれども挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
企画部長	次に、職務代理者の選任でございます。職務代理者は、会長の指名する方となっておりますので、会長から御指名をお願いしたいと思ひます。会長よろしくお願ひいたします。
会長	では、職務代理者について、私から指名をさせていただきます。 審議に当たっては、地域の経済情勢といったものも判断材料になってきます。そういった意味で、地域の金融機関として経済情勢等に明るい瀬戸信用金庫尾張旭支店から御推薦の木村浩二様に職務代理者をお願いしたいと思ひます。
企画部長	ただいま、会長から御指名をいただきました、木村浩二様を職務代理者に決定したいと思ひます。木村様から一言御挨拶をいただきたいと思ひます。
職務代理者	瀬戸信用金庫尾張旭支店 支店長の木村と申します。よろしくお願ひします。地域金融機関として、地域に貢献することが使命であります。一生懸命進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
企画部長	滞りなく、会長及び職務代理者をお決めいただきましてありがとうございます。 次に、次第の6「諮問」に入ります。 これより、市長から審議会会長に諮問書を手渡していただきますので、よろしくお願ひいたします。
市長	(会長席の近くへ移動)
市長	尾張旭市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。
市長	(審議会会長に諮問書を手渡し)
企画部長	なお、委員の皆さまには、諮問書の写しが資料2としてお手元に配付してございますので、御確認をいただきたいと存じます。 それでは、大変申し訳ございませんが、市長は他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。
市長	よろしくお願ひします。(市長退席)
企画部長	諮問まで終わりましたので、以後の議題は会長のもとで進行していただきます。それでは、伊藤会長よろしくお願ひいたします。
会長	それでは、早速ですが、議題に移ります。特別職の報酬等の額について、まず事務局から説明してください。
給与厚生係長	(資料に基づき説明) (1) 資料3「関係条例」 ・7名の審議会委員は市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が任命することとなっている。 ・平成27年度から期末手当も審議対象となった。 ・平成28年度からは教育長も審議対象となった。 ・昨年度の答申に基づき、副議長及び議員の報酬月額を1,000円引き上げ、特別職一括して期末手当の支給月数を0.10月分引き上げで条例を一

部改正

- (2) 資料4「県内各市三役給料月額等一覧」
 - ・本市は他市と同様に期末手当が3.4月となっている。
- (3) 資料5「県内各市議員報酬月額等一覧」
 - ・期末手当支給額及び議員の年間総収入額を掲載。
- (4) 資料6「県内各市三役給料月額及び議員報酬月額比較」
 - ・本市は概ね平均もしくは平均以下
- (5) 資料7「県内各市三役及び議員の期末手当額比較」
 - ・期末手当額は地域手当の影響で、給料月額の比較よりは順位は上がる。
- (6) 資料8「特別職及び一般職（最高号給者）の年収比較」
 - ・令和2年度の一般職の年収見込の最高額と比べ、市長は約1.81倍。
- (7) 資料9「特別職報酬等月額の推移」
 - ・直近では、令和2年4月の改定で、副議長及び議員で1,000円の引き上げ。
- (8) 資料10「期末手当支給月数の推移」
 - ・直近では、令和2年4月の改定で、0.10月分引き上げ。
- (9) 資料11「一般行政職の給料改定率及び消費者物価指数の推移」
 - ・令和2年度一般行政職の給料は、人事院勧告に準じて据置き予定。
 - ・消費者物価指数（令和2年8月速報値）は、昨年比で若干上昇の傾向。
- (10) 資料12「人事院勧告状況（平成26年度から令和2年度まで）」
 - ・令和2年度の勧告は、月例給が一般職及び指定職ともに据置き、期末勤勉手当が一般職及び指定職ともに期末手当を0.05月分引き下げ。
- (11) 資料13「給与勧告の骨子」
 - ・民間事業所の支給割合との均衡を図るため、期末手当を0.05月分の引き下げ。
- (12) 資料14「本市の教育委員会」
 - ・教育長の給料を検討する際の参考
- (13) 資料15「議員の活動状況」
 - ・議員報酬を検討する際の参考
 - ・市議会の定数を平成31年4月の選挙時から21名から20名に削減。
- (14) 資料16「県内各市令和元年度普通会計決算状況」
 - ・本市の財政力指数は0.92
 - ・他市と比べると若干低いですが、県内の自治体の財政状況が全国的には非常に良いため。
- (15) 資料17「健全な行財政運営を行うために取り組んできたこと」
 - ・資料の修正「右の表、下から4行目④ 定員適正化計画を、⑤ 定員適正化計画」とする。
 - ・総合計画の進行管理、事務事業評価、施策・基本事業評価、人事考課制度、定員適正化計画等
- (16) 資料18「昨年度答申書」
 - ・昨年度の答申結果を確認する際の参考
- (17) 資料19「県内各市の新型コロナウイルス感染症に伴う特別職の自主的な給与削減状況及び今後の対応予定」
 - ・県内各市における新型コロナウイルス感染症に伴う特別職の自主的な削減実施状況は、名古屋市を除く37市のうち、市長部局では25市、議会では15市が実施。

	<p>・期末手当の改定は、名古屋市及び本市を除く36市のうち、検討中の3市を含め34市が12月期ボーナスから0.05月分引き下げ予定。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局から説明いただきましたが、審議に入る前にいくつか確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、人事院勧告が例年より遅れ、ボーナス分が先行して勧告されており、月例給については、本日勧告されたということで、資料の空欄部分について口頭説明がありました。</p> <p>これまでの私の経験からすると、かなり異例であると思っておりますが、一般職の職員は、これに対してどのような進めていく予定ですか。</p>
給与厚生係長	<p>一般職の職員については、ボーナス分の人事院勧告に準じて12月に支給するボーナスから反映させるため、支給の基準日である12月1日より前の11月中に条例改正を議決していただくよう準備を進めております。その内容としましては、期末手当の支給月数を現状の1.30月分から1.25月分へ0.05月分引き下げとします。なお、月例給については、本日の人事院勧告で据え置かれることとなりましたので、改定しない予定となっております。</p>
会長	<p>一般職の職員についての今後の動向は分かりました。例年であれば、当審議会においては、月例給、ボーナスを一括して審議を行っておりますが、県内各市の状況説明でもあったように、他市では12月ボーナスから反映させることとなっていることから、今年度については、第1回目の審議で、期末手当についての審議を先行して行いたいと思っておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。</p>
委員全員	異議なし
会長	<p>ありがとうございます。事務局に確認ですが、今年度の審議会の日程については、どのように考えていますか。</p>
給与厚生係長	<p>今後の日程につきましては、本日の第1回目の審議会で、ボーナス分の改定内容について先行してご審議いただき結論に至れば、1回目の中間答申を行い、続いて第2回の審議会において月例給の改定内容について決めていただく流れになるかと考えております。なお、本日の審議でボーナス分の改定内容が決まらなければ、近日中に第2回の審議会を開催させて頂きたいと考えております。</p>
会長	<p>事務局から今後の日程について説明がありましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
委員全員	異議なし
会長	<p>それでは、審議に移ります。</p> <p>是非皆さんの忌憚のない意見をお聞かせいただきたいと思います。内容の確認も含めまして、質問のある方からご発言をお願いします。</p> <p>では、私から事務局に質問をさせていただきますが、今年の人事院勧告の0.05月分引き下げという数字ですが、新型コロナウイルス感染症により、業種によって違うものの、かなり打撃を受けている企業もある中で、この結果となったのは、いつの調査時点によって表れる数字なのでしょう。</p>
給与厚生係長	<p>調査につきましては、昨年12月と今年6月に支給された2つのボーナスによって、民間格差を確認しております。</p>
会長	<p>時期としては、比較的早い時期のものであったため影響は少ないということですので、今年よりも来年の方が影響というものが数字に表れやすいのかもしれませんが。水谷委員は、いかがでしょうか。</p>

水谷委員	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、引き下げていく方向性なのかと思っております。
表委員	資料10の平成21年度及び平成22年度はリーマンショックの影響で引き下げているものと思われませんが、当時のリーマンショックと今回の新型コロナウイルス感染症の影響を比較した際に、リーマンショック以上と考えるのであれば、引き下げの率というものも検討する必要があるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。
人事課長	リーマンショックの時は、その影響を受けて、複数年にかけて引き下げがなされました。今回の新型コロナウイルス感染症についても、市場では影響力は同等、それ以上という話もありますので、今後、複数年影響が及ぶのではないかと思います。 このような中で、先ほどの会長からの質問にあったように人事院勧告の調査時点での影響を考えますと12月のボーナスでは、さほど影響を受けていない時期であったこともあり、今後の人事院勧告内容に影響が数字で表れてくるものだと思います。
表委員	民間の支給引き下げに準じて、後追いという形で引き下げがなされていくということですね。
木村委員	リーマンショックという話が出ましたが、比較しますとそれ以上ではないかと捉えています。リーマンショックの時には、製造業等一部の業種の落ち込みが厳しいものでありましたが、新型コロナウイルス感染症は幅広い業種に影響を与えています。今後も世界的な感染状況を考えると先行き不透明であるため、今年も0.05月分の引き下げとなっていますが、次回以降も引き下げの流れとなるのではないのでしょうか。
会長	新型コロナウイルス感染症の状況を考えますと、次回の勧告の方が厳しい内容となるかもしれませんね。
上垣内委員	人事院勧告で0.05月分の引き下げということで、その数字の根拠も説明いただき理解しました。この先については現実には景気が悪い中で、0.05月分より、もう少し下げてもという話はあると思いますが、勧告結果に基づき後追いで対応を図っていくということで、これまでも整理をしていると見受けられますので、今回は、0.05月分引き下げて、次回の勧告内容によって、さらに引き下げていく流れになるのではないのでしょうか。
会長	上垣内委員からは、人事院勧告に基づき0.05月分引き下げるとのご意見がありました。委員の皆様はどうでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは、皆様のご意見をまとめますと、まず期末手当の改定率ですが、一括して0.05月分引き下げで、中間答申するというので、よろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	続きまして、実施時期ですが、一般職と同様に令和2年12月1日からということよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございました。では、期末手当については結論に至りましたので、これで中間答申をしていきたいと思っております。 事務局に確認しますが、中間答申については、どのように進めていけばよろしいでしょうか。

給与厚生 係長	<p>例年は、委員の皆様の意見を基に答申書の原案を事務局で作成し、会長及び委員の皆様へご確認いただいた後に、会長から市長へ渡していただいております。しかしながら、今回は時間的な余裕もないため、委員の皆様のご承諾を得られれば、1回目の答申については、会長から事務局を經由して市長へ中間答申させていただき、2回目の答申を例年通り会長から市長へ渡していただければと思っております。これは、あくまでも事務局の考えでございますので、委員の皆様の協議により、お決めいただきたいと思っております。</p> <p>また、中間答申書の確認方法についても、勝手ながら事務局で原案を作成しておりますので、可能であれば配布させていただき、内容のご確認も合わせてお願いしたいと思っております。</p>
会長	事務局から説明いただきましたが、委員の皆様からご意見等はありませんでしょうか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。中間答申の方法については、事務局の説明通りで進めさせていただきます。それでは、事務局から中間答申書の原案を配布してください。
全委員	(中間答申書の原案の内容確認)
会長	それでは、ご確認いただいた原案についてお気づきの点等がございましたら、ご発言をお願いします。
上垣内委員	今回の引き下げ内容からすると、「先行き不透明」という表記は違和感があるため、削除すべきだと思います。
会長	上垣内委員からのご意見について、委員の皆様は削除することに何かご意見ありませんでしょうか。
全委員	異議なし
会長	他に何かありますでしょうか。 無いようですので、ご意見いただいた点を事務局で修正していただくようお願いいたします。最終確認はどのようにしますか。
給与厚生 係長	事務局で修正しましたら、会長に最終的なご確認をしていただきまして、その後委員の皆様には郵送でお知らせさせていただきたいと思っております。
会長	最終確認の方法については、事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。それでは、期末手当の中間答申は事務局の提案通り進めさせていただきます。本来であれば月例給についても審議するところですが、本日は2名の欠席がありますので、月例給については第2回に改めて審議とさせていただきたいと思っております。 第1回の審議会はこれで終了させていただきますがよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	その他について、事務局から何かありますでしょうか。
給与厚生 係長	次回は、今後の月例給に係る人事院勧告及び県内各市の改定状況等を事務局で確認した資料を参考にご審議いただき、結論をまとめていただきたいと思っております。開催日程については、令和3年1月初旬で改めて調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。
会長	次回開催日についてはよろしいでしょうか。それでは閉会とさせていただきます。